

被扶養者の認定に係る収入の取扱いについて

本組合では被扶養者の認定等について、「被扶養者認定基準及び取扱い」（以下「基準等」という。）に基づき行い、また、認定された被扶養者については、年一回の被扶養者資格確認調査（以下、「資格確認」という。）により、収入要件等を満たしているか確認しているところです。

本年9月27日に全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、被扶養者の年収の壁への対応として、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化を実施することとなりました。（※1）

その取扱いについて、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 パート・アルバイト等による給与収入のある被扶養者の方

基準等により、給与収入のある被扶養者の認定については、連続した3ヶ月の収入を平均して月額108,334円（※2）以上あるとき、3ヶ月目の翌月1日付けで取消しとなります。

ただし、「一時的な収入変動のケース」に該当し、事業主から別添「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（以下、「事業主証明書」という。）の証明を受けることができる場合は、引き続き被扶養者認定を可能とします。

なお、この場合の収入確認については、令和6年度の資格確認時に行うこととなりますが、該当される際は、事前に勤務先の事業主へ証明の可否についてご確認ください。（事業主が証明できない場合は、通常通り取消しとなります。）

2 本年度の資格確認等において、勤務先の人手不足等により一時的に収入基準を超えたことが原因で被扶養者の取消し手続きを行った方（今後手続きする方を含めます。）

通常は、取消し日以降連続した3ヶ月の収入を平均して月額108,334円（※2）未満であるとき、3ヶ月目の翌月1日付けで認定申請することが可能となります。

ただし、収入基準を上回った期間が「一時的な収入変動のケース」に該当する場合は、令和5年10月20日（※3）以降認定が可能となりますので、認定を希望される方は、通常の被扶養者認定申告書類に事業主証明書を添付し、所属所の共済事務担当課経由で手続きを行ってください。

3 一時的な収入変動に該当する要件等について

具体的な内容を別紙に記載しておりますので、ご確認ください。

- ※1 本取扱いについては、いわゆる「年収の壁」の当面の対応として導入されたものであり、令和7年に予定されている次期年金制度改正に向けての時限措置となります。
- ※2 障害を給付事由とする公的年金を受け取る方又は60歳以上の方は、月額15万円。
- ※3 令和5年10月20日付け厚生労働省保険局保険課長通知（保保発1020第3号）に基づき、通知日以降適用となります。（本取扱いは遡及しませんので、本年度の資格確認に基づく取消しは、今後判明して手続きする場合であっても通常通り行います。）

担当 保険課資格調定係 / TEL 022-263-6415 / FAX 022-266-8276

一時的な収入変動に該当する要件等について

【一時的な収入変動にあてあまるもの】

- ④ 該当事業所の他の従業員が退職（休職）したことにより、当該被扶養者の業務量が増加した場合
- ⑤ 当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合
- ⑥ 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した場合

※①～③のいずれの場合も雇用契約内容が基準等を満たすことが必須要件となりますので、給与支払証明書等の添付により内容を確認させていただきます。

【一時的な収入変動にあてはまらないもの】

- ④ フリーランスや自営業など特定の事業主との雇用関係にない場合
- ⑤ 基本給が上がった場合（時間給の単価変更を含む）
- ⑥ 恒常的な手当てが新設された場合

※勤務条件の変更等により社会保険に加入する場合は、収入額等に関わらず、社会保険に加入した日から認定取消となります。

【連続して2回(2年)適用することについて】

本取扱いは、一時的な事情として対応するものであることから、同一の被扶養者について、連続2回（2年）まで適用することができます。

なお、1月から12月までの1年間を単位として計算しますので、事業主証明が同年内に2回提出された場合は、まとめて1回と判断します。

例3) 令和5年12月再認定→1回目 令和6年7月資格確認→2回目	例4) 令和6年1月再認定→1回目① 令和6年7月資格確認→1回目② 令和7年7月資格確認→2回目
--------------------------------------	---

【注意事項】

- 被扶養者の実際の収入額が組合員本人の収入額を上回る場合は認められません。
- 年金収入又は事業収入等の給与以外の収入がある場合は、事業主証明書による給与収入及び他の収入の合計が収入基準額未満であるかの確認を行います。
- 別居中の被扶養者（運用方針 1-2-1-2 の四に該当する学生の子を除く）は仕送り額についても収入額に含めますので、仕送り額及び事業主証明書の合計が収入基準額未満であるかの確認を行います。
- 父母祖父母等の被扶養者に配偶者がいる場合は、夫婦合算での収入基準額の確認を行いますが、認定されていない方についても一時的な収入変動に該当し、事業主証明書を取得する場合は、その内容に基づいて確認を行います。
- 給与支払証明書にて収入基準を上回る対象期間と事業主証明書により一時的な収入変動があったとする対象期間が一致していない等、提出していただく書類の整合性が取れない場合は、本取扱いの対象外となりますので、ご注意ください。

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である 130 万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180 万円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日 ^{※3}		令和	年	月	日
組合員	(フリガナ) 氏 名				
	組合員等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏 名				
	組合員等記号・番号				

※3 組合員の所属所や地方公務員共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー				
事業所名称					
事業主氏名					
電話番号					
雇用契約により本来想定される年間収入					円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和	年	月	から	
	令和	年	月	まで	
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）					円

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。